

## 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、被告が消費者との間で調査委任契約を締結するに当たり使用してきた別紙契約等条項目録記載の調査委任契約書中の各条項及び重要事項説明書中の各説明内容（以下、併せて「本件各条項等」という。）につき、その使用を停止することを約束する。
- 2 被告は、原告に対し、本件各条項等が記載された契約書及び重要事項説明書の各用紙を直ちに破棄することを約束する。
- 3 被告は、原告に対し速やかに、本件各条項等を改訂するとともに、改訂した調査委任契約書及び重要事項説明書の各ひな型を交付することを約束する。
- 4 被告は、原告に対し、本件各条項等の使用停止及び改訂について、被告の従業員らに告知することを約束する。
- 5 被告は、原告に対し、調査委任契約の解約について、消費者から相談・苦情があった場合には、真摯に対応することを誓約する。
- 6 原告は、その余の請求を放棄する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

